

四辻新田・青井沢 地区 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
玉川村	四辻新田地区、青井沢地区	令和3年3月	

1 対象地区の現状

①地区内の耕作面積	77 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	50 ha
③地域内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	19 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7 ha
ii うち後継者について不明の農業者耕作面積の合計	7 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積	2 ha
(備考)	

注1：③の「〇〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載する。

注2：④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載する。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

地域において農業の主体従事者は、60代以上が過半数を占めており、半数以上の農家が農業後継者の問題を抱えている。また、地域内において認定農業者は少なく、村外からの入り作者が一部農地を借受けている状況である。なお、四辻新田地区では任意団体の集落営農組織がある事から、今後、地域として優良農地の耕作・保全を検討していかなければならない。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載する。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集積・集約化に関する方針

農地の集積・集約化については、第一に認定農業者に農地を集積・集約させるとともに、認定農業者に準じる規模の農家も農地集積を進める。また、現時点において当該地区に新規就農希望者がいることから、地域として若者の就農を支援し、新規就農者についても地区内の農地活用の一旦を担ってもらう。

村外の地域から本地区に入り作している農業者がいる事から、今後、地域外の認定農業者等の入り作を促進し、優良農地の貸付等により農地の維持・保全に努める。

今後、集落営農組織の農業法人化が実現しだい、それら組織でも農地の集積を図っていく。また、旧四辻分校の観光施設化にあわせ、地域としてグリーンツーリズム的事業の導入を行い、農地の有効活用を図っていく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定しているが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定する。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられる。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	農業者A	水稻+野菜+畜産	1.8 ha	水稻+野菜+畜産	1.9 ha	四辻新田・青井沢・大井沢
認農	農業者B	野菜+花卉+畜産	0.4 ha	野菜+花卉+畜産	0.5 ha	青井沢・大井沢
認就	農業者C	きゅうり	0.5 ha	きゅうり	1.0 ha	四辻新田・青井沢・大井沢
中核	農業者D	果樹+畜産	1.8 ha	果樹+畜産	1.9 ha	四辻新田・青井沢・大井沢
中核	農業者E	水稻+畜産	1.2 ha	水稻+畜産	1.3 ha	四辻新田・青井沢・大井沢
中核	農業者F	水稻+畜産	1.2 ha	水稻+畜産	1.3 ha	四辻新田・青井沢・大井沢
中核	農業者G	水稻+果樹	1.6 ha	水稻+果樹	1.7 ha	四辻新田・青井沢・大井沢
中核	農業者H	水稻+畜産	1.8 ha	水稻+畜産	1.9 ha	四辻新田・青井沢・大井沢
中核	農業者I	水稻+野菜+花卉	1.8 ha	水稻+野菜+花卉	1.9 ha	四辻新田・青井沢・大井沢
中核	農業者J	水稻+畜産	2.3 ha	水稻+畜産	2.4 ha	四辻新田・青井沢・大井沢
中核	農業者K	水稻+畜産	1.7 ha	水稻+畜産	1.8 ha	四辻新田・青井沢・大井沢
中核	農業者L	水稻+畜産+野菜	1.4 ha	水稻+畜産+野菜	1.5 ha	四辻新田・青井沢・大井沢
中核	農業者M	水稻+畜産+野菜	1.1 ha	水稻+畜産+野菜	1.2 ha	四辻新田・青井沢・大井沢
任集	四辻集落営農組合	無し	0.0 ha	コンヤク芋	0.5 ha	四辻新田・青井沢・大井沢
			ha		ha	
			ha		ha	

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準達成者は「到達」、「到達」に準じる規模の中核農家「中核」と記載。

注2: 「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年度の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>農地の貸付け等の意向</p> <p>現状では可能な限り自身で耕作するという農業者が多いが、後継者未定（又は不明）の農地は12haあり、認定農業者等が引受けるのにも限界がある。その為、旧分校の観光施設化に併せ、体験農業等の場としての有効利用を行っていく。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農継続が困難になった場合、農地バンク機能を活用し、農地の一時保安全管理や新たな受け手への付け替えを進めることが出来るよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針</p> <p>今後、担い手へ農地の集積を進めていくためには、利便性の高い農地である必要があるため、湿田や狭小農地等の条件不利地については、農地耕作条件改善事業等の制度活用を地域として検討していく。</p>
<p>新規・特産化作物の導入方針</p> <p>四辻新田地区は、希少価値の高い『さるなし』を栽培しているが、栽培農家の高齢化が進んでいるため、地区として後継者の育成を進めていく。また、集落営農組織を核として、新たにコンニャクの栽培を推進していく。更に、高齢者でも栽培できる少量多品目の野菜等の栽培に取組む。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針</p> <p>近年、イノシシによる被害が増えていることから、有害鳥獣駆除隊との連携を強化しつつ、罠設置等の有資格者を育成しながら、鳥獣被害の防止に取組む。また、電気牧柵等の導入も併せて推進する。</p>
<p>災害対策への取組方針</p> <p>中山間地であることから、台風やゲリラ豪雨等により農地法面の崩落等も増えているため、住民の避難体制の確認や農地が被災した場合の速やかな状況把握と村との連携を強化する。</p>
<p>担い手育成の取組方針</p> <p>比較的規模の大きな中核的農業者については、地区として協力・支援等を行いながら、農業経営体の育成を促進し、将来の認定農業者として誘導を図る。</p>

（参考）農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
	貸付け	作業委託	売渡

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要である。

（留意事項）

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。
 なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。